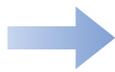


図1 国民健康保険税の算定方法

改正前【平成20年3月末まで】

①医療保険分
②介護保険分



改正後【平成20年4月1日から】

①医療保険分
②介護保険分
③後期高齢者支援金分

- ①医療保険分(0歳~74歳が対象)
- ②介護保険分(40歳~64歳が対象)
- ③後期高齢者支援金分(0歳~74歳が対象)

平成20年度

国民健康保険税の 税率などが改正されます

市民課保険年金係
☎ 1148

国民健康保険税の 算定方法が変わります

平成20年4月から新たに創設された後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が変わります。(図1参照)

これまで国民健康保険税は医療保険分と介護保険分とを併せて算定していましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金分」も併せて算定することになりました。

国民健康保険税の税率を見直します

このような制度改正に基づき、市では、加入者間の負担の公平性や国民健康保険財政の状況などから、税率を見直すことになりました。(表1参照)

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における配慮について

後期高齢者医療制度の創設に伴う75歳以上のかたの保険料の移行により、国民健康保険税の急激な増加が想定される次のような場合は、一定期間、保険税についての配慮がされます。

①低所得者に対する軽減についての配慮

保険税の軽減を受けている世帯について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行することで国民健康保険加入者が減少しても、移行したかた



表1 国民健康保険税率の改正内容

		改正前	改正後
医療保険分	所得割	所得に応じて計算	6.30% → 5.20%
	資産割	固定資産税に応じて計算	23% → 19%
	均等割	加入者数に応じて計算	27,000円 → 21,000円
	平等割	世帯に対しての金額	27,000円 → 21,000円
介護保険分	所得割	所得に応じて計算	0.82% → 0.80%
	資産割	固定資産税に応じて計算	5.33% → 5.00%
	均等割	加入者数に応じて計算	5,700円 → 5,400円
	平等割	世帯に対しての金額	4,400円 → 4,000円
後期高齢者支援金分	所得割	所得に応じて計算	0.60%
	資産割	固定資産税に応じて計算	4.10%
	均等割	加入者数に応じて計算	3,000円
	平等割	世帯に対しての金額	2,800円

の所得および人数も含めて軽減判定を行い、5年間は以前と同様の軽減措置(2割、5割軽減)が受けられます。

②世帯割で賦課される保険税の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療へ移行するかたがあり、国民健康保険単身世帯となった場合は、5年間は世帯割で賦課される平等割額(医療保険分・後期高齢者支援金分)が半額になります。

③被扶養者であったかたの保険税の軽減

社会保険などの被用者保険から後期高齢者医療に移行す

ることにより、そのかたの被扶養者から国民健康保険の被保険者となった65歳以上のかた(旧被扶養者)については、2年間、次の軽減措置が受けられます。

- (1)所得割および資産割が免除になります。
 - (2)均等割が半額になります。
 - (3)国民健康保険被保険者が旧被扶養者1人の場合は、さらに平等割が半額になります。
- ※この制度の適用を受けていただくには、申請が必要です。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆
くわしくは、市民課保険年金係へ問い合わせてください。